

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第4回会合）
2021年5月19日（水）
(14:00～15:30)
Zoom オンライン会議

【司会】

それでは、定刻になりましたので、これより、JBIC および NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、第 4 回会合を開催いたします。本会合、多数の方々、オンラインでご参加いただきまして、誠にありがとうございます。JBIC 経営企画部の北島でございます。前回に続き、司会を務めさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。本会合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまでと同様、ウェブ開催とさせていただいております。特に今回から、個別論点の議論となりますところ、対面での開催とは異なり、不便に感じる部分はあるかと思いますが、できる限りスムーズな運営に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の全体の流れにつきご説明いたします。事前にホームページでご案内のとおり、今回の議題は、個別論点に関する議論ということで、具体的には 2 月 16 日付けで受領しております NGO の皆さまからのご提言のうち、提言の 11 番、10 番、5 番、9 番の順に議論していく予定でございます。冒頭、前回同様、司会からいくつか連絡事項をご説明させていただきました後、JBIC より、前回会合以降の動き等について説明の上、個別論点の議論に移りたいと思います。個別論点では、まず、提言いただきました NGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の方からもご意見いただいておりますので、産業界の方から説明いただき、最後に JBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。その後、皆さまからご意見、ご質問等いただきながら、議論を進めていく予定でございます。

所要予定時間でございますが、これまでの会合同様、1 時間半、15 時 30 分までの予定でございますが、質疑の状況により、時間が相前後する可能性がございます。仮に延長をいたしましても、2 時間は超えないよう議事を進行していきたいと思います。本日、四つの論点をカバーすることを予定しておりますところ、議論の状況を見つつ、司会のほうで必要に応じ、時間の管理をさせていただきます。もちろん、議論が出尽くしていない段階で、次の議題に移るということはできませんが、一方で、時間に限りもございますので、できる限り効率的に進めてまいりたいというふうに考えております。なお、会合中の途中退室、自由でございます。退室後、再入室もできますが、再入室にあたりまして、事務局による確認作業を行った上での入室となります関係で、若干、時間を要する可能性があります点、ご留意ください。

本会合に関する連絡事項をいくつか申し上げたいと思います。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しとなり大変恐縮ではございますが、今回からご参加の方もいらっしゃいますので申し上げたいと思います。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日ホームページでの公開を予定しております。また、皆さまのプライバシー確保の観点から、録画、撮影については控えていただきたいと存じます。録音につきましては、ご自身でのご利用のための録音を妨げるものではございませんが、音声自体を公開することは控えていただきたいと存じます。また、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言を行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただきたいと思います。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点をいくつか申し上げたいと思います。ご発言のとき以外は、ミュートにしていただきたいと存じます。ミュート設定をされていない場合には、事務局からミュートにさせていただく場合もあります点、ご理解ください。カメラのオンオフについては、任意でございますが、通信速度に影響が出るなどの事象が発生する場合には、カメラオフを依頼させていただく場合がございます。質疑応答など、ご発言される際には、カメラをオンにし、所属とお名前をおっしゃっていただいた上で、ご発言をお願いいたします。また、議事録だけ匿名希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録は匿名で公開させていただきます。

各論点に関しましては、最初、提言された NGO の皆さま、次に産業界の方、そして、JBIC、NEXI という順で、司会のほうから順次、ご発言いただくよう声掛けさせていただきます。それ以降ご発言されたい場合には、基本的に Zoom の挙手機能により、お願いしたいと存じます。長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。それでは、前回以降の動き等につきまして、JBIC、NEXI からご説明をお願いしたいと思います。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。本日も多数の方にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。前回以降の動きについて、共有をさせていただきたいと思います。まず、4月 20 日に、財団法人エンジニアリング協会様、日本貿易会様、日本機械輸出組合様、日本鉄道システム輸出組合様の 4 団体から、国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書を受領いたしております。こちらもウェブサイトのほうに掲載しております。

また、4月 28 日に、「環境・持続社会」研究センター様、それから FoE Japan 様、メコン・ウォッチ様の 3 団体より、ガイドライン実施状況確認調査に関する質問を受領いたしております。こちらの質問につきましては、直前になって本当に恐縮なんですけれども、準備ができたものから回答をさせていただくということで、全部ではないんですけど、一部の回答を、本日の朝、ガイドライン改訂のウェブサイトのほうに掲載しております。また、こちらもちょっと時間がかかってしまって恐縮だったんですけれども、今回の議論の対象となる論点表も、5月 17 日に同じくウェブサイトのほうに掲載しております。

今回の会合も、緊急事態宣言が実施されている状況下ということもありまして、オンラインの会合になります。オンライン会合における個別論点の議論ということになると、初めてのことでもあって、うまく意思疎通ができるのか、不安なところもございましたので、提言をいただいた皆さんに、JBIC、NEXI のほうから連絡を取らせていただいて、個別論点の議論の順番、これを過去のやり方から少し変更させていただくということにいたしました。具体的には、論点表にありますとおり、前回改訂から継続の論点ということで、四つを切り出して、本日、議論するということにいたしました。オンラインでの議論ということで、やりにくいことを感じる場面もあるかもしれませんけれども、何とぞご容赦いただきながら、皆

さまのご意見が参加者の間で正しく共有されるよう留意しつつ、かつ、限られた時間の中で密度の濃いコミュニケーションができるよう進めていければと思います。どうぞお付き合いいただければと思います。

個別論点の議論におきましては、改訂するのかどうか、また、改訂する場合に、細かな改訂の文言まで決めるということではありませんが、おおよその改訂の方向性が出るようにしていきたいと思っております。細かな文言につきましては、このコンサル会合が終わった後に、パブリックコメントのプロセスを想定しておりますので、そちらのほうで確認いただけるような形を考えております。一応、私からのご説明、以上になります。

【司会】

ありがとうございます。それでは、早速でございますが、論点整理の表に沿って、各論点の議論に入っていきたいと思います。早速ですが、最初に、項番の1、一番上の段に出ておりますが、項番1番ということでございます。まず最初に提言いただいておりますNGOの皆さまよりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口と申します。よろしくお願ひいたします。聞こえておりますでしょうか。

【司会】

はい。よろしくお願ひいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

こちらなんですが、常設の第三者の機関を設置していただきたいという提言です。想定いたしましては、JICAの環境社会配慮助言委員会のようなものを考えております。支援決定前に審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきだという意見でございます。こちらに関して、他のECAにはそういう機能がないということで、設置をご予定されていないというようなご意見、それから産業界のほうからもご意見が出ておりますが、これに関しては、私どもとしてはなるべく世界的な水準というよりも、グッドプラクティスを維持すること、それから、ECAの環境社会配慮の水準を上げていくという考え方においては、既に同等の大規模な事業に関わっておられるJICAが持っている、環境社会配慮助言委員会のようなものをJBICも持つべきだというふうな考えでおります。

また、産業界のほうのお考えでは、国際的な競争に関しての迅速性が損なわれるという懸念があるようですけれども、それに関しては、迅速性を損なわないような設計が可能なのではないかというふうにも考えております。細かいところは今後ご議論させていただければ

と思いますけれども、昨今の人権配慮ですとか、環境への配慮、非常に世界的な水準の変化が激しい中で、やはり多くの第三者の意見を聞いて事前に配慮をしておく、または審査において、第三者の意見を生かすというところで、企業にとってもレピュテーションリスクを避けるというようなことで、有意義な点があるのではないかというふうにも考えております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、産業界の皆さんからご説明頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 南塚】

それでは産業界のほうから、今回の要望書を提出した4団体の代表として、日本機械輸出組合の南塚より、説明させていただきます。聞こえておりますでしょうか。

【司会】

はい。大丈夫です。お願いします。

【日本機械輸出組合 南塚】

今回、私が代表して説明をするということになった直接的な理由は、5年前にもこのコンサルテーション会合に出させていただいたということもあって、特に今回、きょうのテーマとして、過去、前回も議論となったものを先にお出しになっているということもあって、私が一応、説明者となっておりますが、次回以降、新しい提案、新しい項目について議論をするということになりますので、次回からは、しっかりした者が説明をするということになります。

今回、特に、これから実質的な議論が始まるということもあって、産業界全体の、若干私の私見を込めた意見を少しお時間をいただきて述べさせていただけたとありがたいと思っております。できるだけ手短に話しますが、これから4項目については、産業界のコメントは要望書を見ていただくと分かるように、実にシンプルで簡単なものとなっておりますので、全体として、われわれがどのような立ち位置にいるかということにつき、少し説明をさせていただきたいと思っております。

特に、このコンサルテーション会合について、私が一つ感動しているのは、実際に長い期間にわたって、JBIC、NEXIさんがこの場を設定されて、しかも、他に類を見ないようなやり方で、最終的に幅広く意見を求めて、作り上げるという、こういうやり方に高い評価を産業界としてもしておりますし、対外的にもこれで十分な会合だと思っておるんですが、ただ、個人的には一つ心配をしておりまして、限られたマンパワーの中で、このような仕事に多大な精力を注がれるというのは、われわれがお願いしている通常業務に何らかの支障が出て

いるのではないかっていうところを、若干心配しております。

他方で、今日の先ほどのNGOさんの説明にあるとおり、NGOさんのほうは、実に緻密で隅から隅にわたったような内容の要望を出されているんですが、それについても前回と同様、今回も大変、恐縮しております。われわれの要望は実にシンプルで明快で、ほんの短いもの、内容を集中させて、われわれがJBIC、NEXIさんの支援を受けるにあたって、環境ガイドラインにおいて、こういうところではぜひ配慮していただきたいというものに絞っている関係で、要望書を見ていただいても紙面が2枚程度のものになっています。

本日、意見交換をする項目については、前回、5年前においても十分議論をして、私も参加をしていたんですが、なかなか結論を見ないような、集中的な意見交換であったと思います。その後5年たってもあまり進展が見られないという理由として、いくつか、われわれ、こんなことかなと思っているのは、例えば、各国のECAにおいても、産業界も本件の問題が重要だという認識をして進めている中で、やはり個々のプロジェクトの案件によって事情が異なるということで、環境ガイドラインのような画一的な規定を設ける、その中に画一的に設けるっていうのは難しいのかなと、各国もそう思っているんじゃないかな。

それから、現実には、各国とも国際競争力の確保、維持の観点からも含めて、この環境ガイドライン規定が支障とならないものとして、どういうふうなものにしたらいいかということで悩んでいるのかなということと思っております。この結果として、やはり5年間、なかなか目に見えて進展はしていないのかなと。われわれとしても、この各国のECAの現状を踏まえて、引き続きJBIC、NEXIさんに対しては、これまで同様、各国ECAと同等のレベルの対応をしてほしい。具体的には、イコールフッティングの観点から適切な対応をお願いしたいということを引き続き前回同様、今回もお願いしたいと思っております。

それで、具体的な1ポツ目の常設第三者機関の設置ということで、先ほどNGOさんから、いろいろご意見いただいているんですが、やはり本件については、われわれ、どうしても認めがたいものと理解しております。この理由としては、何よりも、他国ECAとのイコールフッティングの必要性から、他国ECAにおいてこのような常設機関を設定しないこと。さらに言えば、第三者機関にて検討するという制度は、そもそも国際競争に日々身を晒されている民間ビジネスにおいて、相容れないものじゃないかということを理由としております。ただし、仮にJBIC、NEXIさんにおいて、今後、他国ECAとの意見交換結果等により、何らかの検討の必要があると考えた場合においては、その際には、次回改訂時までの引き続きの検討事項として、今回のように5年後だと思いますが、そのときにまた再度、意見交換をさせていただければありがたいと思っております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それではJBIC、NEXIより説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。まず、この論点についてご説明する際に、私たちのビジネスへの関わり方について、ご説明をするのがよいのかなと思います。私たち ECA の場合、マスターープランの策定とか、プロジェクトのデザインの策定の段階から関与する国際機関とは異なりまして、入札の段階からプロジェクトに関わっていきます。入札の段階では、輸出者さんは受注に向けた交渉をやっているわけですけれども、その横で、私たち ECA というのはビッダーの支援をするという立場からなんんですけども、どういうデューデリのプロセスになるのか、どれぐらいの期間がかかるのかといったようなことを、入札をする側から照会を受けるということになります。そういう中で受注の企業が決まっていくということになります。

必ず聞かれるっていうわけでもないこともあって、もう既に、別の機会に、ECA のデューデリプロセスがどうなるのかっていうのを知ってるような企業であれば、そういう質問をせずに判断するっていうことになるんですけども、そういう企業は別の機会に案件の中身も決まってないような中での一般的な意見交換っていうような中で、デューデリのプロセスを把握しているということになります。いずれにしても、プロジェクトが実施に向けて動き出すということになれば、事業者側は非常にスピーディなオペレーション開始ということをその国の政府から求められているという中で、彼らも急がなきゃいけないということもあって、私たち ECA に対して、その他、もちろん日本企業の関係者全てに対して迅速なプロセスの実施を求めてくるというのが通例でございます。

こういったビジネスの中で、やはり機動的な対応ができるのかどうかっていうことっていうのは受注者決定にも影響しますし、それは即ち競争力に直結する話であるっていうことなんですね。従いまして、そういう観点でイコールフッティングっていう議論が出てくるわけでございます。この第三者助言委員会っていうのは、コモンアプローチにおきましても、特段、規定ございませんし、他国の ECA の状況を見ると、やはりこういった常設の第三者機関というのを設置はされていない。また、国際機関のほうでも、世銀や IFC、EIB、EBRD など、導入していない国際機関というものも多数存在するというような状況と理解しています。

こういうふうなものを他の ECA が入れてない中で日本として導入してしまうと、先ほどの競争力との関係でなかなか難しい面があるのかなというふうに考えております。加えまして、現在、じゃあ、どういうふうにこういった専門的な分析をしているのかといいますと、個別にプロジェクトごとに専門性を持ったエキスパート、外部のコンサルタントを雇用して分析を行い、プロジェクトのデューデリジェンスをやっております。それぞれの特性に合わせた専門家を雇用、活用しておりますので、現在の仕組みで必要な専門性というのは確保できているのかなというふうに考えております。以上のような考え方から、私どもとしては、今の段階で新たな助言委員会の設置っていうのはちょっとまだ早いのかなというふうに考えております。

【司会】

ありがとうございます。それでは本件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願ひしたいと思います。冒頭でも申し上げましたが、ご質問あるいはご意見ございましたら、Zoom の挙手機能、挙手ボタンのほうでお願いします。また、ご発言の際はカメラをオンにし、所属とお名前をおっしゃった上でご発言をお願いできればと思います。17 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 木口】

先ほど発言をしました、メコン・ウォッチの木口でございます。今のご意見なんですが、入札の段階から参入されるということであれば、その事前の審査ということがどの程度影響するのかっていうのは、少し疑問に思われるところです。また、JICA も、海外投資の案件でも、事前に助言委員会の助言を受けるケース、大規模なものには助言を受けるということで運営をされているので、そこで特段、JBIC、NEXI さんができないという理由というのは、こちらのほうとしては少し思い当たらないところではございます。ただ、皆さまのご懸念もあるところではありますが、少なくともこちらとしましては、事後のほう、モニタリングの中で助言を受けるということも非常に重視していますので、事前が非常に難しいということであれば、私達としてもまだ少し議論したいところではございますが、モニタリングのほうで第三者の意見を受ける、また、そういったシステムが必要なのではないかということを考えております。

それから、後で問題が発覚しますと、結局のところ、例えば今、相手国に企業さんが急がれるというようなご説明もございましたけれども、そのことによって、環境社会配慮がおろそかになって反対運動が起きるですか、何らかの被害者が発生して事業が混乱するというようなことは、過去に往々にして起きておりますので、そういったことで事業が遅れるということも考えられるので、リスクを事前に最小にしておくという意味でも、事前の審査という、第三者が関与する事前の審査というのは、非常に重要だというふうに引き続き思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご意見ありがとうございます。12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSES の田辺と申します。ありがとうございます。先ほど、五辺さんから、現在の環境審査体制でできているというご説明だったんですが、恐らく、それを確認するのが実施状況調査で、その実施状況調査が全部出ていない中でできているということを言われても、なかなか、それを裏付けるものがないのかなと。なので、恐らく、この論点は、今後の論点もうだと思うんですが、一巡するとは思うんですが、その部分はテイクノートしておいたほう

がいいのかなということです。以上です。

【司会】

どうもありがとうございます。続きまして 14 番の方、お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。よろしくお願ひいたします。既にメコン・ウォッチ木口さんからもお話がありましたとおり、JBIC さんからのご説明で、入札段階から関わられるっていうお話だったんですが、私たちの理解では、JBIC さんや NEXI さんが EIA を既にホームページに掲載される段階では、ほぼ日本企業さまの受注というか、事業実施は決まった段階で入ってくるのかなと思うので、それがどういうふうに競争力、国際競争の阻害につながるのか、ちょっと私たちは理解できないなと思ったところではあります。

片や、例えば EIA ですか、住民移転計画ですか、先住民族の計画ですか、そういうものを、やはり専門家の方たち、助言委員会がもし設置されるのであれば、そういう専門家の常設の方たちの複数の目、専門家の目が入ることで事前に環境面での、例えばそこの土壤ですか、地盤ですかの性質を見て助言をいただけることもあるでしょうし、それから、例えばそこでの水質汚染で、これは案件になりますけれども、例えばニッケルの鉱山のサイトなんかで六価クロムの汚染が起きている場合の対策の仕方ですか、そういうものを事前に助言いただくとか、それは決して、その事業の推進にとって阻害にならないとは思いますし、逆に本当に未然に問題を防ぐ、あるいは住民からの苦情を、苦情が起こらないような対策をするという意味ではかえって円滑に事業を進めることになるのかなと思いますので。

やはり私たちとしては、こういった全く JICA さんと同じような助言委員会を設置するということが難しいのであれば、いろいろと工夫をしながら、こういった第三者の専門家の、常設ですか、そういうことを考えてもいいんじゃないかなというふうには思います。決してこれが、やはり民間ビジネスの機動性を損なうというふうには私たちは考えないところですので、ぜひ、そういったところもご考慮いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会】

ご意見ありがとうございます。今までいただきましたご意見に関して、JBIC あるいは NEXI のほうでコメント、あるいはレスポンスあればお願ひします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。ご意見ありがとうございます。まず、最初にいただきました、モニタリングの段階でのこういった助言委員会の設置についてということなんですけれど

も、やはり私たちも個別案件のモニタリングのところというのは、環境ガイドラインにも書かれているとおり、一義的には事業者のはうで責任を持ってモニタリングを行っていただくということで、私どものほうは、その結果を確認する立場ということと理解しております。

通常であれば、かかるモニタリングの確認というところにつきましては、JBIC でこれまで蓄えてきた知見であったり、専門性であったりしたところをもって、対応できるのかなどいうふうに考えております。他方、もし、そういうわれわれの知見で対応できないような課題が発生するようなことがあれば、モニタリングの段階においても環境レビューのときと同様に、案件の特性、課題の特性に合った専門家を雇用しながら対応をしていくということをやっております。従いまして、プロジェクトによって求められる専門性というのは様々なものがあるんだろうと思います。それぞれの求められるものに応じて、エキスパートを雇つて対応していくというやり方を取っておりますので、そういったやり方っていうのは、ある意味合理的なやり方になっているのかなというふうに考えております。

それから先ほど、受注者が決まってから JBIC、NEXI がプロジェクトに関わるのではないかという点のお話があったんですけども、プロジェクトの受注者を決めるときに、事業者としてファイナンスを、ECA を使おうというふうに考えている方は、日本が提案している横でドイツやフランスが提案しているとなると、それぞれに頼んだときにどういうふうなプロセスを経るんだろう、どれぐらい時間かかるんだろうということをやはり調べます。調べて比較考量して選んでいくっていうことになりますので、そのときに私たちの中でどのぐらいの時間がかかるのかっていうことを説明する際に、私たちはもし助言委員会を入れて見る場合に、そういったところも踏まえて説明をすることになるわけですけれども、他と違ってくることもありますので、そういったときにやはり差が出てきてしまうということなんだろうなっていうふうに考えております。

選択的効率的なやり方というお話をいただいているんですけども、やはり、どういうデューデリのプロセスを取るかというところっていうのは、こういう、私たちの内部ではなくて外部の委員会がありますと、そこの部分っていうのは、われわれのはうでコントロールができないところでもありますので、その分の準備期間っていうのをやはり長く見積もらざるを得ないっていうことになりますので、その意味で他国と比較すると時間かかるねっていうことになってしまうんだろうなと思います。

あと、JACSES 様の方からいただいたて、その実施状況調査のことですね。ちょっとまだ、現地調査を踏ました実施状況調査というのはできていないという状況ではありますけれども、机上のほうの調査のはうは前回ご説明させていただいたとおり実施しておりますので、それをベースにこういったところを考えていきたいというふうに考えております。それで不十分だということであるとすると、ちょっと、こういう個別の議論ができなくなってしまうので、そこは、そういう前提でわたくしどもとしても、現地調査のはうもできるだけ早く終わらせたいっていうところではあるんですが、ちょっと時間がかかってしまっているというところで、そこは大変申し訳ないとは思ってるんですけども、そういう状況の中で、こ

ういった議論を進めていければと思っております。

【司会】

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。画面を拝見するところでは、特に挙手のほう挙がっていないようでございますので、よろしければ次の論点ということで、移っていきたいと思います。次は、論点表の項番の2ということでございまして、こちらも先ほどと同様に、まずNGOの皆さまよりご説明いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSESの田辺と申します。まず、われわれの問題認識なんですが、まず、プロジェクトの影響が生じるのが基本的には融資決定後になりますので、この融資決定後に、その影響をどのように透明性を持って公開していくか、説明責任を持って公開していくかということが極めて重要なのではないかということが一つ問題意識としてあります。ただ、現状では、前回、実施状況調査の中でもあったとおり、モニタリングレポートのJBICによる公開というのは非常に案件が少ないというのが現状でして、なかなかこの透明性が低いというのが現状かなと思います。

方法としては、現行どおり、事業者が公開していればJBICも公開するというのが現行のガイドラインの立て付けになっているんですが、それをもう一歩踏み出していただけないかというところで、実施者に対してモニタリングレポートの公開というのを要件にしていただくというのが一つ。他方で、それが非常に難しいということであれば、JBICかNEXIが行っているモニタリング結果の公開という方法も考えられるだろうというところかなと思います。他の事例としては、残念ながらECAの事例はないんですが、MDBsのほうでは、民間セクターの融資にあたってもそのような公開の事例があるということでご検討いただければという次第です。以上です。

【司会】 ありがとうございました。それでは、続きまして産業界の皆さまから、ご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 南塚】

機械輸出組合の南塚です。引き続き、コメントさせていただきます。われわれの要望書にも記載しておりますが、われわれ、何よりも民間ビジネスということで、そこで最も重要なことは商業上の機密等が漏れることがない、もしくは、国際競争をする上で、関係情報がみだりに、もしくは、意図せぬ方法で漏れることがないようなことを最も注意して対応する必要があるということを考えております。ただ、しかしながら、世界的にどのような動きがあるかということも考えなきやいけない中で、他国のECAがどのような対応をしているかと

いうことが次に重要なことと理解しておりますが、現状、他国でもモニタリング結果の公開を推進しているところがほとんどないということで、やはり難しいことが当然だなと思っています。

ただ、JBIC、NEXI さんにおかれでは、その中でも情報公開することが可能なものについては、公開されているということについては、われわれも、そういうことでしかるべきことなのかなと思っており、他国の ECA からも多分評価を受けているんじゃないかなと思っております。それから、現地で公開されてない情報について、何か、どう対応するのかについては、やはり、引き続きイコールフッティングという概念を持ってくると、産業界としてはどうしても認められないのかなというのが率直な意見です。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、JBIC、NEXI から説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。二つ論点あるのかもしれませんけども、一つ、他国の ECA と比較をしても ECA 自身がモニタリング結果を公開っていうことは、やはりやっていないという状況の中で、JBIC、NEXI だけそういったモニタリング結果の公開をするっていうのはなかなか難しいっていうことなんだろうと思います。他方、先ほどご説明ありましたとおり、プロジェクト実施主体が実施したモニタリングの結果につきましては、そのモニタリングの結果が実施国で一般に公開されているといったような形で公開が可能な場合には、ホームページで公開をするというふうにしております。FAQ の中でも、プロジェクト実施主体者への働き掛けにより、一層の情報公開の実現に努めるものというものの対象として、事業者が実施したモニタリング結果につきましても、こういった範疇に含まれるというふうに記載しております、事業者による公開の可能性というところを探るべく働き掛けをしていくという考え方でございます。

冒頭、田辺様からありましたとおり、実施状況調査の結果として、モニタリング結果の公開をしたもののが 2 件であったということではございます。それはその通りでありますけれども、コモンアプローチの中でもこういったモニタリング結果の公開を義務付けているという状況ではございませんし、他国の ECA も同様に、モニタリング結果の公開は要件としている機関はないというふうに認識しております。何件公開ができるかっていうところは、これはそのプロジェクトの状況次第であって、なかなか私どもでコントロールできるわけではないんです。ただ、私たち、この論点で一番重要だと感じているのは、現地のステークホルダーに対していかに必要な情報を伝えていくことができるかっていうところなんだと思っております。その観点から、ガイドラインの中でも、モニタリング結果は当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましいというふうに規定しております、案件によっては、モニタリング結果につきまして一般には公開はしていないんで

すけれども、被影響地域の方々にはお伝えしているというようなケースはございます。こういものっていうのは、一般公開っていうことではないので、私たちはカウントはしていないんですけども、そういうことでちょっと具体的なデータがあるわけではないんですが、情報公開にあまり積極的ではないとされるような地域においても、こうした開示がなされている例は見られます。

一般の公開というのは、できるだけ行われることが望ましいということだと思いますし、そういった意識が世界的に広まっていって、標準となるような形になるというふうなことを目指して、取り組んでいくんだろうというふうには思います。ただ、そういった意識の醸成というのは、なかなかすぐにできるものではないと思いますので、あきらめることなく、公開を促していくという姿勢で取り組んでいくということが一番重要なことなのかなというふうに考えております。

【司会】

ありがとうございます。それでは、本件に関しまして、皆さまのご質問、あるいはご意見等ございましたら、挙手ボタンでお願いします。それでは 12 番の方、お願いいいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSES の田辺です。今、五辺さんから、公開を促しているというご説明だったんですが、なかなか結果が 2 件ということで表れていないのが現状かなと。他方で、JICA のほうではこのモニタリングレポートの公開について、同様にガイドラインの中で議論になっていますが、公開の現状、モニタリングレポートの公開の割合というのは、ちょっと私、数字は持ち合わせていませんが、かなり増えてきてているというのが実感としてあるかなと。公開への働き掛けというのがきちんとされているのかどうかというのが、なので、若干心配しているところでありますて、その辺りをプロセスとしてどこまでしっかりとやっているのかなというのが一つと。

これを、もう一つ、ワンステップ行くとしたら、例えば、公開できない場合は公開できない理由をきちんと説明をしてもらうといった辺りを要件に加えるということはいかがでしょうか。

【司会】

それでは、JBIC から回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。確かに私どもも 2 件という実績は残念ながら、少ないなというところはあるとは思うんですけれども、具体的な働き掛けということは、実はわれわれは結構やっておりまして、プロジェクトにもよるんですけども、環境レビューの際のやり取り、

またはモニタリングのやり取りの中で借入人であったり、プロジェクト実施国とのコミュニケーションを取るわけですが、そういった際に公開状況の確認であったり、公開を促すといったような取り組みというのをやってきております。

例えば、事業者とのコミュニケーションをするときに、そういったことを聞きながら、現地で求められている情報公開のレベルを超えて、自発的な情報公開ができないかというお話をさせていただいているところなんですねけれども。なかなか結果に結び付いていないと言われてしまうとそうなのですが、そういう取り組みはやっているところでございます。

【司会】

続きまして 106 番の方お願ひいたします。

【日本貿易会 藤井】

日本貿易会の藤井と申します。聞こえますでしょうか。

【司会】

はい。大丈夫です。お願いします。

【日本貿易会 藤井】

日本貿易会の藤井と申します。今まで、日機輪様のご説明、JBIC 様のご説明と重複する部分も多々ございますが、貿易会としてのコメントを、以下三つ申し上げたいと思います。一つ目は、モニタリング項目には操業状況が含まれる場合も多く、生産効率やマーケティング状況などの事業運営状況といった、機微情報の開示は競争力を阻害する恐れがあるということを懸念しております。二つ目は、相手国政府を含むステークホルダーとの間には守秘義務契約がある場合があり、相手側の開示許可取得取り付けを要するために現実的ではないことがあります。三つ目は、他の ECA が公表していない中で、JBIC、NEXI 様に公表を求めるということは、海外企業が日本企業や JBIC、NEXI を事業パートナーとして選定することに躊躇する要因にもなり得まして、ひいては、日本の質の高い技術の活用の場を狭めることにつながり得るということが考えられる。この三つでございます。以上です。

【司会】

ご意見どうもありがとうございました。続きまして 14 番の方、お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。今回のこのモニタリング情報の公開のところでも、イコールフッティングの話が出ていまして、他の先ほどの常設の第三者機関のお話でも出でますし、今後も出てくるところかと思うんですけども、私どもとしましては

このイコールフッティングのお話は低い水準の ECA があったり、そういったところではこのイコールフッティング、強調されるというか、問題にされるべきだと思うんですけれども、皆さまが今おっしゃっているとおり、JBIC さん、NEXI さんが、他の ECA よりも一歩進んでいて、先進的な取り組みをされているということですし、それを一步、二歩、三歩と、先進的な取り組みを進めていくことには何ら問題ではないのではないかと。イコールフッティングという観点で、他の ECA から問題にされることはないでしょうし、先ほど五辺さんがおっしゃったとおり、このモニタリング情報の公開が国際標準になるということを目指すのであれば、その音頭をしっかりと JBIC さん、NEXI さんに取っていただくというのも、一つではないかと思います。

グローバルなマーケティングの中でいくと、ESG 投資の観点からいえば、日本企業のグローバルな競争力の向上にも、こういった環境社会配慮面でのパフォーマンスの向上というのがつながっていくと思うので、私としては、やはり、この融資決定後の環境社会配慮の状況というものがしっかりと透明性を確保したアカウンタビリティの保たれたものになっていくべきだというふうにやはり思っているところです。

また、ちょっと、これも繰り返しになりますが、JBIC さんが今回の実施確認調査で 2 件、それから NEXI さんのほうも 2 件だけ、向こうの実施国で一般に公開をされているという状況なので、これ、カテゴリー A と B が一般公開されていれば公開するという規定になっていますので、JBIC の場合は 52 件中の 2 件であり、NEXI の場合は 45 件中の 2 件であるというふうに理解しているんです。やはり、この現状を見るとかなり限定的になっているなと思いますので、先ほどの JBIC さんのご説明の中でかなり努力をされているということではあるんですが、やはり、もう少しレバレッジの利いた文言というか、規定が必要なんじゃないかというふうに思わずるを得ないところがあります。

それから、このモニタリング報告書の公開を私たちがやはり重視するのは、いみじくも JBIC さんのほうから最初におっしゃったとおり、影響住民に対しての説明責任を果たすということで非常に重要な要素だと思いますし、やはり、適切な環境社会配慮を実施していく上ではこの住民とのコミュニケーションや対話っていうものが、住民の理解を得るということで非常に重要な要素の一つだと思います。モニタリングの結果をやはり公開することで、円滑な事業の実施にもつながっていく、住民との良好な関係を保つということでも決してマイナスに働くものではないと思いますので、ぜひ、この点も考慮して再検討していただけたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

【司会】 ご意見どうもありがとうございました。今のご意見に関して JBIC のほうからレスポンスありましたらお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。先ほどいただいた、私たち、他の ECA よりも一歩、二歩進ん

でいるのだから、もう少し進んでいってもというところで、私たちもできるだけ他のECAがこういった情報公開を充実させるというところに進んでいくように、いろいろマルチの国際的な議論の場でも頑張ってやっているところではあるんですけども、ちょっとそこはまだ力及んでないっていうところなのかもしれません。私たちもそうした議論はやってきていますし、これからもやっていきたいとは思っております。ただ、やはり、あまりに他のECAと違いが出てしまうと、それは産業界の方々が懸念するような状況というところもありますので、そこはちょっと私たちも他の方々にうまく付いてきてもらひながら進めていくっていうふうにやっていくのかなというふうに考えております。

他方、モニタリングの件、JICAさんと比べてまだ件数、割合的に少ないんじゃないかなというところもございましたけれども、これまで私たちも決して単に待ちの姿勢で結果的に公開されたから公開しますっていうことではなくて、私たちからも働き掛けをした上で、こういった結果になってるっていうことではあるんですけども、その働き掛けっていうのはどちらかというとアドホックにやってきたようなところがございます。このアドホックというよりは、もう少し幅広く漏れなくそういう働き掛けができるような形で、例えば今使っている既存のフォーマットのほうでなんか工夫ができないか、そういうしたことちょっと検討してみたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他に本件、ご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。16番の方お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤】

メコン・ウォッチの遠藤と申します。ご説明ありがとうございます。このモニタリングの公開の部分に関しては、JBICさんのほうでもいろいろと公開を促すということでご努力されているっていうのは、今ご説明のとおりだったとは思うんですけども、一昨年か、G20の会議のほうでも、これはインフラに関してですけれども、質の高いインフラ投資に関するG20の原則ということで、この環境への影響というのを継続的に評価をするべきであり、また、この影響っていうものをあらゆる利害関係者に対して透明にされるべきであるということが原則として合意されたわけなんですね。なので、もちろん、一番私たちも本当に影響住民の方々にこの情報が届くということが大事だとは思ってますけれども、ここで合意されたことはあらゆる利害関係者に対して透明にするということですので、この観点からも考えていただけたらなというふうに思います。以上です。

【司会】

ご意見どうもありがとうございました。他に、ご質問、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、項番のその次ということで項番3でございますが、こちらにつき

ましても、まずはNGOの皆さまよりご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。私たちのNGOからの提言としましては、JBIC、NEXI さんのガイドラインで、環境社会配慮の在り方が、国際基準ですとか、グッドプラクティス等と比較検討し、大きな乖離がある場合に、その背景、理由を確認すると共に必要に応じ対策を検討する、対応策を確認するというふうにございまして、この国際基準やグッドプラクティス等と比較検討しているのかっていうところがなかなか見えてこないっていうこともありますし、それを検討されて大きな乖離がある場合に、その背景、理由というものがどういうものなのかということが全く説明をされていない不透明な状況であるということから、こういった大きな乖離がある場合の背景、理由等を環境チェックレポート、環境レビューの結果に記載をしていただき、説明責任を果たしていただきたいというところが一つございます。

例えば、提言のほうに詳しく書いてありますけれども、事例としましては、各国の石炭火力案件において、例えば、インドネシアのバタン石炭火力、それからチレボン石炭火力の拡張案件、それからこれもインドネシア、タンジュン・ジャティBの石炭火力の再拡張案件、それからベトナムのギソン2という案件とか、ブンアン2石炭火力、バンフォン1石炭火力、これ全部本当に石炭火力ですけれども、大気汚染対策、特にSOX、NOX、PMなんかの排出濃度に関する数値なんかを日本のグッドプラクティス、日本の石炭火力発電所の排出濃度と比べた場合に、例えば10倍、日本の石炭火力の10倍の濃度、20倍の濃度が排出されるような案件が全てでした、石炭火力については。これ、JBICさんの案件もそうですし、NEXIさんの案件もそうです。

こういった10倍、20倍という大きな乖離がある場合に、どのように、一体、比較検討をJBICさん、NEXIさんはされているのか。あるいは、10倍、20倍というような大きな乖離があるのに、JBICさん、NEXIさんが支援を決定されているという状況について、何らその理由、その大きな乖離があるのに支援を決定した理由っていうものを開示していただいてない、説明をしていただいてないわけです。今の、現状の環境チェックレポートでは、例えば、適切な措置が取られていますという1行で終わったりしているので、これではちょっと、私たちもですが、住民の方たちも全く納得いかないだろうなという状況でございます。なので、こういったJBICさんの現状のガイドラインで、比較検討するというふうに書いてある国際基準ですか、グッドプラクティスの関係の大きな乖離がある場合の説明責任をしっかりと果たしていただきたいというところが、私たちの提言の趣旨でございます。ひとまず以上です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 ありがとうございます。では続きまして、産業界の方からのご説明、お願ひいた

します。

【日本機械輸出組合 南塚】

産業界については、前項 2 の環境の公開についてと同じような感じで、先ほど貴重な、NGO の方からなぜ先進的でないのかとか、JBIC さんもこれだけやってるとか、いろいろご意見ありましたが、現状の、われわれの産業界の認識としては、やはり引き続き、イコールフルッティングという感じで他の ECA がどのような対応をしてるかということに準拠した、公正な、公正というか、国際競争に打ち勝つための努力をするということがありますので、現状では今後もいろいろ検討する材料に JBIC さん、NEXI さんも考えておられるのかもしれません、われわれ産業界としては一歩進んで JBIC さんが対応されているということで、その程度で十分なのかなという理解でありますんで、引き続き、ここについては、特段の賛成意見にはならないと思っております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、JBIC、NEXI よりご説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。こちら、この論点、環境レビューを行った結果の公開の中で、国際的な基準と大きな乖離があった場合の背景、理由、こういったものについて公開すべきであるという情報公開の論点っていうふうに理解をしました。その前提でご説明をさせていただきます。前回もこの点、議論になりましたけれども、OECD との関係で、国際的な基準との大きな乖離がある場合に、各 ECA は OECD 事務局への報告を行うということになっておりまして、これは現在も継続しております。個々の ECA が報告内容をそれぞれ開示することではなくて、OECD 事務局のほうで検討を行いつつ、どういう概要を開示するかというところを考えて、開示を行っていくというプロセスになります。OECD の事務局のほうとしても、やはり商業上の秘密にも関わるものということで、この点については、非常に慎重に対応をしているというふうに理解しております。

現在、いくつかの事例について、事務局のほうから開示が始まっていますけれども、まだ事例も少なくて、OECD としてもこの点につきまして、どのような開示が適当か、継続検討中というふうに理解しております。従いまして、2016 年に OECD のコモンアプローチの改訂がございましたけれども、この点については、特に改訂の対象にはなっていなかったということでございます。JBIC および NEXI では、融資の決定後にカテゴリー A、B、FI の案件につきましては、全て環境レビューの結果について、それぞれのホームページで公開はしております。

他方で、第 2 回のコンサル会合のほうで報告がありましたとおり、他国の ECA というのは、レビュー結果の公開すらしていないというところも少なくない状況でございます。こう

いった状況の中で、レビュー結果よりもより細かなポイントである、国際的な基準との大きな乖離があった場合の背景、理由といったところをどのような公開の仕方をするのがよいのかというのを、ちょっと考えるといつても、他が全く出してないというような状況もありますので、なかなかそういう状況にはまだなっていないのかなっていうふうに考えております。

もちろん、将来の話としてこういった他国の ECA の環境レビュー結果の開示が進んできて、OECD における検討が深化していく、その辺の方向性が出されてくるということになってくるのを待って、検討していくっていうトピックなのかなというふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございます。本件に関して、ご質問、あるいはご意見ございましたらお願いいたします。14番の方お願いします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。五辺さん、どうも、ご説明ありがとうございます。それから産業界の方もありがとうございます。この件については、実は、実施状況確認調査の質問事項の14番と35番、NGO から出している質問事項のほうに、この大きな乖離がある場合の対応についてご質問させていただいてますので、また後日回答予定ということで、本日開示されている JBIC さん、NEXI さんからの回答には書いてありますので、このご回答を待って、また議論もできるか、していくことになるのかとは思っております。

基本的に申し上げますと、やはり私たちからすると、この大きな乖離がありますと、日本との対策において、グッドプラクティスにおいて、非常に大きな乖離があるというようなことを指摘したときに、全く背景ですとか理由もなしに、ただ一言、適切な措置が取られていますといわれても全く納得がいくお答えではないっていうか、これ、立場が逆になってしまって、JBIC さんとか NEXI さんがただ適切な措置取られているといわれても、じゃあ、どういうふうな判断の基準があったのか、あるいは理由があったのかっていうのがないと、納得いかないと思うんですよね。それと同じだと思うので、やはり、それを開示することで何か商業上の秘密が損なわれるとか、そういったこともなかなか考えにくいと私たちは思っております。

たった、分かりませんが、1 パラグラフ、2 パラグラフ、環境レビュー結果の行数が増えるだけなんじやなかろうかと思ったりもするので、もっと正確に書かなきやいけないっていうふうに、JBIC さん、NEXI さんが丁寧に考えられているのかもしれませんけれども、それほど、何がそこまで障壁になるのかなというのが、私たちはちょっと疑問なところです。ただ単に説明をされている、適切な措置が取られているという説明の理由を書いていただきたいということです。

あとは、先ほども言ったように、住民とのコミュニケーション、対話っていうのが、やはり環境社会配慮では重要な要素の一つですので、できるだけ丁寧な説明を心掛けていただくという意味でも、こういった国際基準ですとかグッドプラクティスと、やはり相当の開きがあるものについてはしっかりと説明をしていただくということを引き続き考えていただきたいというふうに思っております。すいません、繰り返しも多いですが、以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございます。今のご意見に関しては、JBIC のほうから何かございますか。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。ありがとうございます。私たちも先ほどちょっとご説明したように、どういう情報を、どのように公開していくのかっていうところは、OECD 事務局のほうもなかなか頭を痛めているという、悩ましているというような状況にもありますけれども、やはり商業上の秘密もありますし、そういう開示も各機関ばらばらっていうわけにもいかないという中で、どういうふうな情報をどのぐらい出していくのか。この辺のところっていうのを、ある意味、OECD 事務局のほうで検討しているという状況でございますので、その状況を待って、考えていくっていうのが私たちとしてもよいのかなというふうに考えておるところでございます。

なかなか分かりにくいところもあるのかもしれませんけれども、ただ、レビュー結果の中で適合する基準が何かということについては、これは既に今も開示はしていると思います。できる範囲の中で、そういうふうに開示はしていくのかなというふうには思いますけれども、ちょっとこのいただいている論点については、そういう OECD のほうの検討っていうところがありますので、もう少しそこの様子を見ながら、考えていくのかなというふうに思っております。

【司会】

14番の方どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

引き続き、FoE Japan の波多江です。どうもありがとうございます。これは質問なんですが、教えていただける範囲で、今回のこのコンサルテーションでなくても、後日でも構わないんですけども、OECD の事務局のほうでも開示するかどうかっていうのを慎重に検討されていて、頭を悩まされているということなんですが、この論点の文脈で、商業上の秘密に関わる情報の、例えば、具体例というか、どういったところが商業上の秘密に引っかかるのか、ちょっと、なかなか私たちのほうで理解が、想定ができないんですけども、

もし、お差し支えない範囲で教えていただけたことがあればよろしくお願ひいたします。後日でも構いません。

【司会】

ありがとうございます。今のご質問について、JBIC、あるいはNEXIから回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。私も、そこの具体的な例を今持っているわけではございませんが、やはり細かな数値であったり、設備の機能というか、そういったところまで開示していくっていうふうになると、その中で商業上の秘密に当たるところっていうのが出てくる可能性がありますので、そういうところで留意しているのかなっていうふうには思うんですが、ちょっと明確にこれですっていうようなものが、今、私どもあるわけではないので、そこは今後の回答ということにさせていただければと思います。

【司会】

ありがとうございます。他にご質問、あるいはご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見ないようでしたら、次の論点ということで項番の4番ですね。こちらにつきましても、NGO様のほうからご説明をまずお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

NGOから、FoE Japan 波多江のほうから説明させていただきます。このEIAの翻訳版の公開っていうのは、前回、前々回ぐらいからずっと改訂議論の中でご議論させていただいている点かなとは思っておりまして、私たちもインドネシアですか、ベトナムですかの案件を見させていただいている中で、やはりこの翻訳版の公開っていうのは、今でもぶち当たる問題として残っているというふうに感じております。

ここに記載しているとおりではございますけれども、やはり翻訳版と正本版に齟齬がある場合のことを懸念されて公開されていないとか、そういうことがあるのかとは思いますが、やはり翻訳版と正本版の中に齟齬がある状態で、JBICさん、NEXIさんが環境レビューされているっていうことのほうですが、やはり私たちはリスクが大きいと思いますので、そういう意味ではやはり広く公開していただいた上で複数の目が入って精査できる、チェック、内容がしっかりとした内容で JBICさん、NEXIさんが融資判断、付保の判断をされるっていうほうが理にかなっているというふうに私たちはやはり考えているところです。

また、これも書いてあるとおりですけれども、現在、FAQの中では一応、翻訳版について、環境社会配慮文書に当たるということで書かれているわけですけれども、こうした環境社

会配慮文書の扱いについては、現地で一般に公開されている場合に、JBIC、NEXI のほうでも公開しますというような立て付けになっておりますけれども、翻訳版が一般に現地で公開されているということはやはり想定ができないわけで、扱いとしては少し別になるのではないかということで、やはり改訂をここでお願いしたいなというふうに考えているところです。ひとまず以上です。ありがとうございます。

【司会】 どうもありがとうございました。では、産業界の方からご説明お願いいたします。

【日本機械輸出組合 南塚】

産業界の意見としては、これまでずっとイコールフッティングということで、他の国の大ECAとの状況を見ながら対応してほしいということをここでは直接的には書いてないですが、それが当然前提となっている中で、若干違う意味で翻訳ということについて、私は得手ではないですが、著作権上の問題とかをどうクリアできるのかなということ。それから、一般的に翻訳であっても、ここに書いておるように、公開にあたっては実施者の合意というか、実施者の承諾が必要じゃないかと考えられると。そういう法的な問題も含めて、われわれとして十分、配慮する必要があるのではないかということが一点と。

仮に、これは原文ではなくて、取りあえずの仮訳ですとか、いろいろ書いたとしても、いったんそれが出回って、それが中心に動くということになると、それを遡って否定するとか、訂正するということはできないということもあって、ここは十分に、情報公開、取り扱い等含めて慎重にしていただきたいというのが産業界の意見です。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。では、JBICあるいはNEXIより説明お願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。こちらの論点も、先ほどちょっとお話ししたような点に近いところはあるんですが、プロジェクトとして、一番重要なのは、現地で実際に影響を受ける住民の方々に対して、ESIA で書かれているような情報がどう共有されていくのかっていう点だろうというふうに考えております。そういう観点から、ガイドラインの中でも ESIA というのは、プロジェクトが実施される国で、公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならないというふうに規定をしているわけでございまして、現地のステークホルダーが理解できる言語であるっていうところっていうのが、やはり最も重要だろうというふうに考えております。従いまして、現地語版のほうにプライオリティが置かれているっていうことは適當なんだろうと思いますし、この点は、あまり大きな異論はないんだろうとも思います。

他方で、やはり ESIA っていうのは、数百ページにもわたる膨大な資料でもございますし、

顧客に現地語版、それから英語版、こういった両方の作成、公開を義務付けるっていうのはかなり大きなコスト負担を強いることになります。他国の ECA の対応もこういった複数言語での ESIA の作成、公開というのは義務化をしていないという中で、日本だけこういう要求をするっていうふうになると、やはり日本企業のビジネスにも影響を与えてくることになるっていうことなんだろうと思います。仮に、ESIA の翻訳版が入手できた場合に、これを公開するということについて、事業者の了解が得られる場合には公開するというのが、私たちの立場です。

先ほどの波多江様からのお話にもありましたけれども、翻訳版が現地で公開されてなければ公開をしないということではなくて、翻訳版自体の公開を事業者として了解をしてもらえた場合に、公開をするという意味なんですね。ただ、これも、事業者に対して公開を推奨するっていうのが私たちの立場かなというふうに思っておりまして、それを強制するっていうことはちょっとできないのかなというふうに思います。というのも、翻訳版っていうのは、私の理解では事業についてある程度分かっている関係者の中で、備忘的な目的から作られる、利便性の観点から作られるっていうことが多いんじゃないかなっていうふうに思います。一般にこれを公開するとなると、皆さん�が建設的な利用の仕方をしてくれればいいわけなんですけども、なかなか現実には揚げ足取りのような形の使い方っていうこともされてしまう可能性もあるんだと思います。例えば、どこか不正確な翻訳がなされていた場合に、こういったいい加減な翻訳をしているのは、ちょっと杜撰なんじゃないかみたいなことを言われてしまう可能性もあるわけですよね。そういう誤解をされた場合に信頼を回復するっていうのは、これは多大な労力を要することなんだろうと思います。

従いまして、そうなってきますと、もともとは備忘的な目的からポイントが分かればいいだろうというようなレベル感で翻訳をするっていうふうにしていたものが、公開を前提とすると、やはり、間違なく正確に伝わるような内容、表現、それから現地語版で書かれた原文との整合性といったようなところがちゃんと確保されたものにする必要があるっていうふうなことになってくるわけでして、やはり単なる翻訳といつてもなかなかその作り込みのレベル感っていうのは全く変わってくるんだろうなっていうふうに思います。そうした文書の公開に対するスタンスというものは、やはり事業者によってさまざまなものがあるんだろうということは容易に想像されるわけでして、私たちとしては、できるだけ公開を推奨はするものの、強制はできないのかなっていうふうに思います。こういったプロコンを理解した上で、プロジェクトの事業者として建設的な利用を念頭に置いて、EIA の翻訳版の公開が可能というような判断をいただければ、それは非常にありがたいことだなっていうふうに思います。

他方、そういうちょっと不正確な EIA を JBIC、NEXI がそれをベースに環境デューデリをやることっていうのは、どうなんだろうというご意見もいただきましたけれども、その点は、私どもは EIA に書いてあることを見て、それだけで審査を進めるっていうことではございません。そこがちゃんと他の点と整合的であるかどうか等、一つ一つを事業者との間で確認

をするプロセスをやっておりますので、もしも誤解を生じるような表現があれば、そういうプロセスの中でちゃんと訂正されていくということだと思いますし、そういう使い方をしておりまして、私たちの審査が間違ったようなものになるということにはならないんだろうというふうには思います。

そういう形で、建設的な使い方ということで、もともと作られていたものだと思うんですが、そこをどう皆さんのが使っていけるのか、また、そういったちょっとネガティブな捉え方をされてしまうようなリスクを事業者としてどう考えるのかっていうところもありますので、できるだけ公開は、私どもとしても働き掛けはしていくんですけども、強制っていうのは難しいのかなっていうふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、皆さま、ご質問、あるいはご意見ございましたら、Zoom の挙手ボタンでお願いできればというふうに思います。17番の方お願いいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

ありがとうございます。メコン・ウォッチの木口です。ご説明、ご意見、いろいろありがとうございます。この、環境社会配慮にかかる情報公開で議論になっているのが環境アセスメントであるというふうに今、理解しております。JBIC さん、審査されるときに先ほどお話をあったように、翻訳版でされていて、それだけを参照するということではないということなのですが、翻訳版が公開されて、現地の方とは別の知見のある国際 NGO 等などが見て意見を言って、もし何か齟齬があるようでしたら、そこは原点に戻って確認するといったようなプロセスがあることが、その後の問題を防止するですか、発生する問題を事前に予見するというところで非常に重要だという理解であります。

そして、そもそも環境アセスメントの理念的なものといいますのは、コミュニケーションツールとして、問題点を事前に予測して、全てを把握できるものではないので、環境アセスメントを使ってステークホルダーと対話をするということが環境アセスメントの趣旨として、存在としての趣旨としてそもそもあるというところが、あまり共通認識として産業界の皆さんと私どもの間で持たれていないのかなというところは少し気になっております。

また、今までのお話ですと恐らく、現地語版が作られて、翻訳版を JBIC さん、確認する这样一个プロセスになるかと思うんですが、翻訳の著作権のことを先ほど産業界の方、問題にされていましたが、法令で環境アセスメントの作成が義務付けられているような国であれば、その環境アセスメントというのは相手国の国民の財産といいますか、共有の資源であるというふうに私どもは理解しますので、それに関して何か個別の著作権が発生するというのは、少し、ちょっと違うのではないかというふうに思います。もし、何かそういう具体的な事例があったら、ぜひ教えていただきたいと思います。

あと、こちらのほうの指摘で、4番目か5番目になるんですが、国際河川でダム開発や、国境近くでの火力発電所の建設などというところでちょっと触れておりますが、特に、国境で隣接しているような国がある場合だと、特に私どもが活動しているメコン川流域などがそうなんですが、例えば上流でダムが造られた場合に、下流国で影響が出るとか、これままでだと、石炭火力発電所の建設で周辺国に大気汚染が広がる可能性があるとか、そういうケースは、JBICさん支援されたものでなくても散見されるところですので、本来であれば、当該国以外の近隣国の方にも何らかの形で本来は情報を提供すべきだというふうな考えであります。これはEIA全部翻訳しろというのは確かに難しいとは思うんですが、非常に、過去に問題があったケースがありますので、ここに挙げてある次第です。以上です。

【司会】

ご意見どうもありがとうございます。他に、ご質問、先ほど挙がっていた方はよろしいですかね。106番の方お願いいたします。

【日本貿易会 藤井】

日本貿易会の藤井でございます。こちらも、先ほどのモニタリング結果公表とよく似たお話なんですけれども、産業界からのコメントとして以下2点をお話申し上げます。一つ目は、翻訳といえども、やはり無用な誤解、議論を避けるためには、非常に正確を期す必要があるため多大な労力が必要となります。これは先ほどJBIC様からお話、ご説明いただいたとおりと同じでございます。二つ目が、やはりこちらのほうに、資料に書いてあるとおりではあるんですけども、他のECAが翻訳版の公開を行っていない中でJBIC、NEXI様のみが公開を行うということは、モニタリング結果公表と同じく、日本企業の競争力を損ね、パートナーリングも含めた事業機会を喪失し、ひいては、日本の質の高い技術の活用の場が奪われてしまうということにつながり得るということを考えております。以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございます。今、NGOの方、それから産業界の方から、ご意見それぞれ頂戴しておりますが、それに対して、JBICあるいはNEXIのほうからレスポンスあればお願ひいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC五辺でございます。ご意見ありがとうございます。やはり、先ほど、メコン・ウォッチの方からも、お話をありましたとおり、こういったEIAの翻訳版を公開して、それをNGOの皆さん方がチェックをして、私どもに何か問い合わせがあって、それで原典に当たっていく这样一个確認っていうのは、できれば、それは一つのやり方なんだろうと思っているんですけども、やはりその前提となるところのEIAの翻訳版が公開できるのかどうかって

いうところっていうのは、なかなか、いろいろな誤解を招いてしまうようなこともあるので、かつ、それを誤解のないようなものにしようとすると、これは今度、かなり大きなコスト負担が出てきてしまうというか、時間もかかってしまうというようなこともあるので、あと、そういったところを出していくってことに対して、どこまで許容できるのかっていうところもあると思いますので、なかなか強制は難しいんだろうとは思いますけれども、できる限り建設的な利用がされるっていうことを前提に、公開をご検討いただけないかというふうな話は私たちからもしていきたいとは思っております。

他方で、ステークホルダーとのコミュニケーションツールというところは、事業者の方々もそこは理解しているんだろうとは思うんですが、そこがやはり、どこまでステークホルダーって、密度の濃いものからそうでないものまで含めるといろんなところに広がっていく。それ、どこまでやっていくのかっていうところの問題なんだろうなというふうには思ってまして、EIA、ESIAっていうと非常に膨大なドキュメントにもなるので、一番重要なステークホルダーである、現地の住民であったり、そういった方々に対するところをやはり最優先でやらざるを得ないっていうことなんだろうなとは思います。

決してそれ以外の方々とのコミュニケーションを軽視しているということではないんだとは思うんですけれども、やはり、もう少し別の資料なんかを使った形で、多分、幅広くコミュニケーションをやったりされるっていうことなんじゃないかなと思いますので、EIA、ESIAっていうところにつきましては、そういったコスト的な問題も勘案して考えていくっていうことにならざるを得ないのかなっていうふうにちょっと見ております。そういった中ででも、できる限りの公開っていうのはさればとは思いますし、そういう事例を積み重ねていけばとも思っておりますので、引き続きそういった前向きな使い方について、事業者さんとのコミュニケーションを取っていければと思っております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。本件に関して、他にご意見あるいはご質問ございますでしょうか。14番の方お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。コミュニケーションのツールとして非常に重要であるっていうようなことを、JBICさん、NEXIさんもご理解いただいているっていうことで、例えば、建設的な利用を前提に公開を促していくという方向になっていけばいいというふうにも思いますし、ただ、その辺りが今のガイドラインそれからFAQではなかなか見えてないところかなと思います。先ほど、一番冒頭で私が説明をした後に、JBICの五辺さんからご説明いただいたときに、私の理解がちょっと足らなかつたんだなとは思いましたけれども、なかなかJBICさんが今現地で一般に公開されていない場合でも、企業さんに借入人の方に公開を促して、公開をしていることもあるというところは、私たちのほう実

は申し訳ないですが把握していなかったので、そういったところがちゃんと見える形に改訂していただくというのも、一つありなのかなというふうにはちょっと思ったところです。

もう一つは、コスト負担が増大するとか、それから、公開するんであれば翻訳版が正本版に齟齬のない形でしっかりととしたものを出さなきやいけないというようなご意見があつたんですけども、日本の JBIC さん、NEXI さんが支援する事業を事細かに見ているステークホルダーって、それほど実は多くないんじゃないかなと思いまして。そんなに、悪意のある意見が上がってくるとちょっと思えませんので、そこはそれほど身構えずに翻訳版、JBIC さん、NEXI さんが入手されたものを公開していただくという方向でいいんじゃないかなと私たちは思っていた次第です。

なので、それほどコスト負担が増えるというふうには私たちの中では考えていなかつたのでこの提言はしておりますし、その内容に、先ほどから申し上げているとおり、正本版のほうとの齟齬がある、あるいはちょっと内容がおかしいんじゃないかなっていうことがあれば、建設的な議論をやはりさせていただくということが、るべき環境社会配慮の対策に向けて、一つのツールというか、プロセスかと思いますので、私たちの理解としては、やはりそういうふうに考えているというところをもう一度お伝えしておこうと思います。以上です。

【司会】

どうも、ご意見ありがとうございます。他にご質問、あるいはご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。JBIC のほうから今のご意見に対して回答があればお願ひいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。波多江さん、ありがとうございます。ちょっと FAQ のほう、やや、確かに私ども見直しても分かりにくい表現になってるかなというところはあるかと思いますので、そこをちょっと、もう少し分かりやすく書けないかなというところもちょっと検討してみたいと思います。その点は、ちょっとこの場で付言させていただきます。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。本日カバーする四つの項目を議論させていただいておりますが、時間が予定の 15 時 30 分を若干超過しているところでございます。もし他にご意見、あるいはご質問等ないようでしたら、最後に、次回、あるいは今後の予定等を JBIC、あるいは NEXI のほうから、補足あるいは説明があればお願いしたいと思います。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 五辺でございます。本日も皆さんに非常に密度の濃いコミュニケーションをさせて

いただきありがとうございます。次回の会合ですけれども、6月中旬ぐらいっていうことで考えております。次回につきましては、本日の続きということで論点表に沿って、本日4番目の論点まで行きましたので5番目から、やはり、恐らく、三つから四つぐらいの論点かなというふうに考えておりますけれども、引き続き、その続きということで議論をしたいと思います。次回会合につきましては、ちょっと日程が今の段階で固められてなくて恐縮なんですが、2週間程度前には皆さんにご連絡させていただきますので、次回もぜひご参加いただければと思います。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の会合を閉会とさせていただきます。本日は大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございました。

(了)